

主要的税金种类

日本には、所得税、住民税(県・市町村民税)、消費税のように広く一般にかけられる税金と、固定資産税や自動車税のように特定の人や物を対象にした税金があります。

ここでは所得税と住民税、消費税の3つについて説明します。

所得税(国税)

個人の1年間(1月1日~12月31日)の所得に対して国が課すもので、この税金の支払方法は、次の2つの方法があります。

(1)自分で収入金額と必要経費・税額を計算し、税務署に申告する。

(2)給与支払者(会社など)が、勤労者の給与から毎月税金分を控除しておき、納税する。

後者では、勤労者が自分で手続きを行うことはほとんどありませんが、次のような場合には、自分で税務署に申告することにより税金の還付が受けられることがあります。

- 支払った医療費が一定額を超えたとき
- 火災や盗難の被害にあったとき
- 国や学校などに寄付したとき

主要的税金种类

在日本有向一般市民征收的所得税、住民税(县・市町村民税)、消费税的税收，和以特定的人和物为对象的固定资产税、汽车税两种税收。

以下对所得税、住民税及消费税三项进行解释说明。

所得税(国税)

针对个人的年收入(1月1日到12月31日)国家征收的税金。交税方式有以下两种。

- 自己计算出收入金额及必要的经费、税额，向税务署提出申报。
- 工资支付方(公司等)每月从劳动者的工资中事先扣除应交税金部分，统一缴纳。

后者一般不需要个人办理手续。但如出现以下情况，可由本人向税务署提出税金的返还申请报告。

- 支付的医疗费超过了一定金额时
- 在火灾、偷盗等灾害中受灾时
- 给国家或学校等捐款时

住民税(県民税・市町村民税)

住民税は、1月1日現在日本国内に住所がある人に対して課税され、県民税と市町村税があります。両方とも均等割りといって全員に一律課税される部分と、所得割といって前年の所得に従って課税される部分からなっています。給与所得者は、所得税と同じように、毎月給料から差し引かれます。

消費税・地方消費税(国税、県税)

物品の購入や有料のサービスには、代金の8%が消費税として上乗せされます。(6.3%が消費税、1.7%が地方消費税)

復興特別所得税

2013年から2037年までの各年分の所得税の額に2.1%の復興特別所得税として上乗せされます。

税金についての問い合わせ先

【国税】広島国税局税務相談室

岡山東分室 TEL: 086-226-2186

(岡山市北区天神町3-23)

岡山西分室 TEL: 086-254-5847

(岡山市北区伊福町4-5-38)

【県税】岡山県総務部税務課

TEL: 086-224-2111(代)

【市町村税】各市町村役場税務担当課

住民税(县、市町村民税)

住民税是以1月1日当天在日本国内有住所的人为对象征收的税金，分为县民税和市町村税。两种税收都是由平均税部分加上所得比例税部分组成。平均税部分每个人都缴纳相同的金额，所得比例税部分则是根据前年收入征收。领取工资的人，和所得税一样在每月收入中被扣除。

消费税、地方消费税(国税、县税)

购买物品及接受收费服务时，需要支付金额的8%作为消费税。(6.3%为消费税，1.7%为地方消费税)

复兴特别所得税

从2013年到2037年为止，每年的所得税金额上加收2.1%的复兴特别所得税。

关于税收的咨询窗口

【国税】广岛国税局税务咨询处

冈山东分室 电话: 086-226-2186

(冈山市北区天神町3-23)

冈山市西分室 电话: 086-254-5847

(冈山市北区伊福町4-5-38)

【县税】冈山县总务部税务科

电话: 086-224-2111(总机)

【市镇村税】各市町村税务负责科